

魚津市マイナンバーカード出張申請受付実施要領

1 趣旨

本市におけるマイナンバーカード（以下「カード」という。）の更なる普及を図るため、現在市民課で実施している交付時来庁方式（※1）及び申請時来庁方式（※2）に加えて、新たに企業等を対象とした出張申請受付方式（※3）を実施する。

※1 交付時来庁方式

郵送及びパソコン・スマホから申請し、カード受取りは市民課

※2 申請時来庁方式

魚津市の窓口で必要書類を提示の上、申請し、カード受取りは自宅へ郵送

※3 出張申請受付方式

企業や公民館等で必要書類を提示の上、申請し、カード受取りは自宅へ郵送
必要書類の不足がある場合、カード受取りは市民課

2 対象団体等

- (1) 魚津市内に事業所・事務所を置く企業等
- (2) 魚津市内の地域団体等（自治会、町内会、サークル等）
- (3) その他希望する団体等

3 実施条件

出張申請受付を希望する団体は、次に掲げる事項を承諾した上で実施20日前までに「魚津市マイナンバーカード出張申請受付申込書（様式1）」及び「マイナンバーカード出張申請者名簿（様式2）」を本市に提出することとする。

- (1) カード申請者（魚津市民に限る）が概ね5名以上を見込まれること
- (2) 当日の受付時間は平日の午前10時から午後4時までの間とすること
- (3) 会場設営及び備品の準備等は申込団体が行い、本市は会場使用料や電気料など一切の負担を負わないこと
- (4) 当日におけるカード申請者の案内及び誘導を行うこと
- (5) 市職員が行うID入り申請書（※4）の事前印刷について、カード申請者から了承を得ること

(6) カード申請者に対して、次の点を十分に周知すること

- ①出張申請受付の日時及び会場
- ②カードの申請要件及び必要書類

※4 ID入り申請書

専用端末を用いてカード申請者の送付先情報を出力したもの。カード申請者の住所や氏名が最新の状態となっており、申請書ID・氏名・住所・生年月日等が記載されているため、カード申請者は申請日及び電話番号の記入と署名を行うのみ。

4 申請要件

(1) 申請は初回の申請に限り、再交付や更新などは受けしない。

(2) 申請者は、自らが申請した上で、次に掲げる必要書類を提出する。

不足書類がある場合、申請を受けしない場合がある。

※代理の申請は認めない。

※申請者が15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人が同行する。

①カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

(市職員が事前印刷するQRコード入り)

②顔写真

(市職員が撮影する。持参の場合は各自において規格を十分に確認すること。)

③暗証番号設定依頼書

④マイナンバー通知カード

⑤本人確認書類

次のいずれかの本人確認書類(※5)の原本提示

ア A書類2点

イ A書類1点+B書類1点

ウ B書類2点(通知カードの返納がない場合、カード受取りは市民課となる。)

⑥通知カード紛失届(該当者のみ)

⑦住民基本台帳カード(該当者のみ)

⑧住民基本台帳カード廃止・返納届(該当者のみ)

※5 本人確認書類例示

(全て期限内かつ有効なものに限る)

A書類 (公的機関が発行する顔写真付きのもの)	B書類 (氏名及び生年月日又は氏名及び住所の記載があるもの)
運転免許証 運転経歴証明書(H24.4.1以降発行) 住民基本台帳カード(顔写真付き) パスポート 在留カード 特別永住者証 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳など	健康保険証 医療受給者証 後期高齢者医療被保険者証 介護保険証 生活保護受給者証 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 学生証 母子健康手帳など

5 カードの交付方法

市職員は、申請があったカードを本人限定受取郵便(※6)又は簡易書留で申請者本人又は法定代理人宛てで住所地(※7)に郵送して交付する。

※6 本人限定受取郵便

先に郵便局からカード申請者に対して交付通知書が届く。その交付通知書に従って本人又は法定代理人がカードを受取る(配達又は郵便局での受取り)。

※7 住所地

住民基本台帳に記載された住所

6 カード申請者への費用負担

本市は出張申請受付において生じた費用(写真撮影、郵送料など)について、申請者に負担を求めない。

7 出張申請受付に関する周知等

市職員は、出張申請受付方式の実施に当たり、申請の方法等について市ホームページ、広報、その他の方法により住民への周知に努めることとする。

8 感染症対策

市職員は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い実施する。
また、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、申込受付後に出張申請を中止又は延期する場合がある。

9 その他

この要領に定めるもののほか、マイナンバーカード出張申請受付実施に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。